

## 松下プラズマディスプレイ（PDP）事件の 公正判決を求める署名

9月14日、御庁は、松下PDP事件に関する上告は棄却し、上告受理申立を受理の上、11月27日午後3時に口頭弁論を行うことを正式決定されました。

本件は、労働者派遣が製造業で解禁される以前から行われてきた偽装請負での就労に対して、一人の労働者が告発し、その後、直接雇用がされたもののわずか5ヶ月の雇用の後、雇い止めとなった事案です。

一審の大阪地方裁判所は、松下PDPの直接雇用後の勤務内容が、本人に対して苦痛を与える行為であると認め、損害賠償を命じたが労働契約上の地位を否定しました。これに対し、二審の大阪高等裁判所は、労働者派遣法以前から就労していた状態が労働者供給事業にあたり、これらが民法90条に反する違法な就労であり、そのもとで指揮命令をした松下PDPとの間に労働契約関係が成立したことを認める判断を示しました。

今回、御庁が松下PDPの上告受理申立を受理したことは、こうした偽装請負状態の労働者に対する就労先の責任に関して、初めて最高裁としての判断を示そうとするものであり、きわめて重要な判断となります。

本件のような、偽装請負や違法労働者派遣契約の下で、就労する労働者に対する使用者の責任を巡っては、昨年年末から年度末にかけていわゆる「派遣切り」が大きな話題となり注目を集めてきました。御庁が今回弁論を開くのは、こうした派遣労働者の切り捨ての現状に対して司法府の最高機関として判断を積極的に示そうとするものであり、その社会的な影響は極めて大きいものとなることは明らかだと言えます。

最高裁判所として、昨年からの偽装請負や期間工、派遣労働者等の不安定な雇用に対して司法府の責任として労働者の権利保護を明確に打ち出す判決を示し、司法による積極的な救済を図ることを要請します。

### 【要請事項】

- 1、相手方の労働者の雇用契約上の地位を認める判決をすること
- 2、相手方に対する不法行為を早期に確定させること
- 3、判決のもつ社会的影響を考慮して、本件を大法廷で審理すること

名 前	住 所

《取扱い団体》